

www.pwc.com

海外事業展開を行う 日本企業の移転価格 課税リスクに備える

移転価格文書作成支援 サービス



pwc

移転価格文書作成支援サービス

近年、企業のグローバル化に伴い、より複雑化する移転価格問題に対応するため、諸外国において次々と移転価格文書化規定が制定・強化されています。日本においても、2010年度税制改正において「移転価格調査の際に提示または提出を求められる書類」が明確化されました。納税者がこれらの書類（移転価格文書）を提示または提出しなかった場合、当局の裁量に基づく課税や納税者による反論が困難な課税が行われる可能性があります。したがって、この日本当局向け移転価格文書を事前に準備しておくことは、移転価格マネジメントの観点から非常に重要です。

税務調査が入ってから対応しようとお考えではありませんか？

- 税務調査の際に提出を求められる書類には様々なものがあります。作成に時間を要するものや、国外関連者との取引を行う前に作成すべきものも含まれます。調査が入ってから対応は非常に困難です。
- 事前の準備なく、慌てて資料を作成・提出した結果、実際の取引と資料との不整合、また、資料間の不整合を調査官から指摘される可能性があります。
- PwCは、貴社の国外関連取引を十分に検討し、円滑な調査対応を可能にする整合性の取れた移転価格文書の作成を支援します。

国外関連者の移転価格文書そのまま利用しようとお考えではありませんか？

- 日本当局向け移転価格文書として、その一部を利用することは可能です。しかし、国外関連者の移転価格文書は現地当局対応を念頭に作成されています。そのため、日本親会社の移転価格課税リスクが考慮されていない移転価格文書が散見されます。
- 国外関連者の移転価格文書だけでは、税務調査で提出を求められる書類のすべてをカバーすることはできません。
- PwCは、日本における移転価格調査の実務を踏まえ、国外関連者の移転価格文書も適宜利用しながら、日本の法制度に則した移転価格文書の効率的な作成を支援します。

貴社の移転価格課税リスクを把握していますか？

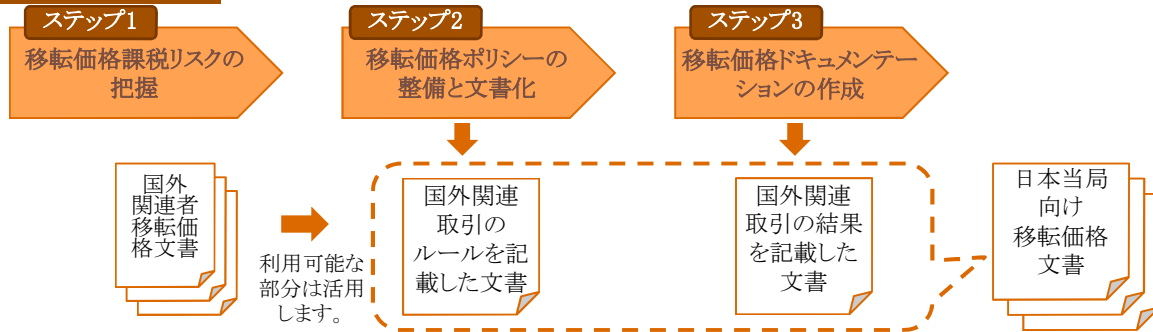
- 移転価格課税リスクの所在を認識せず、単に要件のみを整えた書類を作成・提出することで、税務調査官に誤った認識を与えてしまい、さらにはその書類が課税処分を行う為の情報として使用されてしまう事もあります。
- PwCは、税務調査官の視点に立ち、移転価格課税リスクの所在を十分に把握した上で、このリスクに留意した移転価格文書の作成を支援します。

移転価格文書とは、取引を行った結果を記載するものと認識されていませんか？

- 国外関連取引を行った結果、その利益水準等が妥当であることだけを説明できれば良いわけではありません。移転価格ポリシーや、実務上の移転価格の設定方法を説明する文書も整備する必要があります。これらの文書は、「移転価格調査の際に提示または提出を求められる書類」の一部を構成します。
- PwCは、貴社グループ内の取引価格の再検討・見直しを行い、グループ内で整合性の取れた移転価格ポリシーを整備します。これらを国外関連取引を行う前に文書化することにより、調査官に対してあらかじめ定められたルールに沿った国外関連取引を行っていることを説明し、恣意的な利益操作を行っていないことを明確に説明できるようにします。

PwCは移転価格課税リスクに備えるための移転価格文書整備をご支援します

具体的な作成方法



ステップ1 移転価格課税リスクの把握

移転価格調査の際の調査官の着眼点

国外関連取引の 利益水準 利益配分 価格設定

この観点から移転価格リスクの所在を確認するためのリスク分析を実施します。

1. 事実確認

資料収集やインタビューにより、親会社・国外関連者の商流、取引規模、取引価格の設定方法、機能や無形資産の使用状況を把握します。

2. 移転価格課税リスクの確認

確認された事実を基礎として、親会社・国外関連者の利益水準及び両者間の利益配分の妥当性を検討し、リスクの所在を確認します。

これらの作業に基づき、移転価格課税リスクが高く、ステップ2において移転価格ポリシーを検討する際に特に留意すべき国外関連者や取引を特定します。

ステップ2 移転価格ポリシーの整備と文書化

既存の取引価格の再検討・見直しを行い、ステップ1で把握した移転価格課税リスクに対応した移転価格ポリシーを整備し、文書化します。

1. 機能リスク分析

各商流において親会社及び各国外関連者の果たす機能、負担するリスク、保有する無形資産を明らかにします。(移転価格税制では、企業はその機能・リスク・無形資産に応じた利益を享受すべきとされています。)

2. 経済分析

機能リスク分析の結果に基づき、対象取引と同様の取引を第三者間で行った場合の利益率レンジ(独立企業間利益率レンジ)等を算定します。対象取引の利益率等がこのレンジに収まるように取引価格を設定することにより、当該取引価格は合理的であると主張ができます。

機能分析、経済分析及びステップ1の結果を踏まえて適切な移転価格ポリシーを整備し、移転価格調査の際に提示・提出することを前提とした文書の形にします。

ステップ3 移転価格ドキュメンテーションの作成

新しい移転価格ポリシーに基づいて行われた取引について、その取引の結果である利益水準及び利益配分状況の妥当性を切出損益計算書(下記補足参照)の作成等により検証し、その内容を文書化します。

検証結果が合理的であることを確認した上で、これを移転価格調査の際に提示・提出することを前提とした文書の形にします。

補足: 切出損益計算書(切出PL)

移転価格税制の考え方に基づき、財務会計目的の全社の損益計算書を、適切な事業・製品区分ごと、かつ、国外関連者との取引区分ごとに切出して作成した損益計算書です。下記の理由から、移転価格税制においては非常に重要な資料です。

1. 要提出・提示資料であること

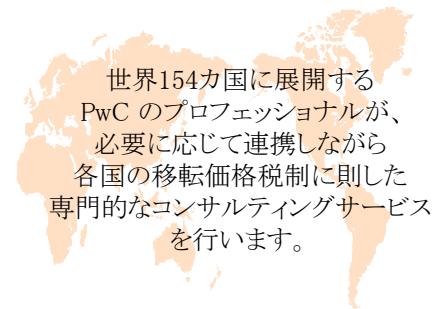
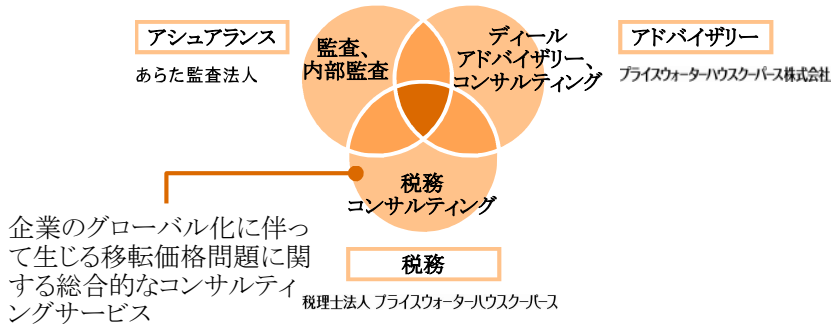
移転価格調査の際に提出または提示を求められる資料の一つとして日本の法令上明記されました。

2. 移転価格分析に欠かせない資料であること

切出PLにより各取引の利益配分状況を把握し、機能・リスクの負担状況との整合性を確認することにより、取引価格の妥当性の検証や移転価格課税リスクの把握ができます。

PwCの総合的なサービスとグローバルネットワーク

PwC Japan は、監査・税務・ディールズ&コンサルティングが持つサービスの強みと PwCのグローバルネットワークを生かして、日本企業のグローバル化の推進を全世界でサポートします。



PwC Japan の主なサービス提供事例

移転価格課税リスク分析と評価

- グループ各社の商流・機能リスク、無形資産の把握
- 切出PL作成による利益配分の妥当性の検討
- 優先的に対応すべき取引の洗い出し
- 移転価格課税リスクを回避するためAPA申請のサポート

移転価格ポリシー作成支援

- 移転価格ポリシーの策定と文書化
- 商流変更やそれに伴う契約関係変更等の新ポリシー導入の際のサポート
- 国外関連者の業績評価方法検討等の導入後のサポート

移転価格文書作成支援

- 日本親会社主導による各国の国外関連者の移転価格文書整備(グローバルコアドキュメンテーション)
- 日本当局向けの移転価格文書整備

移転価格調査対応

- 戦略的な移転価格調査対応のサポート
- ポジションペーパー作成による納税者主張のサポート
- 異議申立・相互協議申請などの課税後のサポート

コンタクト: 宮嶋 大輔 daisuke.miyajima@jp.pwc.com
(税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
移転価格コンサルティンググループ パートナー)



税理士法人プライスウォーターハウスクーパース | 〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階
TEL (代表): 03-5251-2400 | Fax: 03-5251-2424 | Our Site: <http://www.pwc.com/jp/ja/tax/>

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、およびその関係会社、パートナー、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。
本書において、PwCとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または文脈によりプライスウォーターハウスクーパース インターナショナルリミテッドを中心に構成されるメンバーファームのネットワークあるいはPwCのネットワークに属する各メンバーファームを指しています。PwCの各メンバーファームは、別組織となっています。税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。